

令和4年度第2回広島市情報公開・個人情報保護審査会専門部会の開催について(お知らせ)

1 広島市情報公開・個人情報保護審査会(専門部会)の概要

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正(以下「改正法」という。)され、これまで独自の個人情報保護条例を制定し、個人情報保護制度を運用してきた地方公共団体も改正法の対象となり全国共通ルールでの個人情報の取扱いが適用されることになった。

このため、本市の個人情報保護制度について改正法が施行される令和5年4月1日までに、改正法の趣旨に沿うよう見直しを行う必要があり、また、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために対応を検討する必要があることから、これらの事項について、当部会において法的な見地から集中的に審議を行う。

2 開催日時

令和4年6月20日(月) 午後2時から(2時間程度)

3 開催場所

広島市公文書館 研修・会議室
(広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階)

4 会議の議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

- (1) 現行条例と新法の共通ルールとの違い(全体像)
- (2) 用語の定義
- (3) 個人情報の取扱いの制限①(収集の制限等)
- (4) 個人情報の取扱いの制限②(利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求)
- (5) 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

- (1) 傍聴者の定員 10名
- (2) 受付

午後1時30分から1時55分まで、会場で先着順に受け付けます。

受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

- (3) 傍聴者の遵守事項

会場に傍聴者の遵守事項を掲示しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

- (4) 傍聴に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策に御協力ください。

- ・ 風邪の症状、発熱、息苦しさ、強いだるさ(倦怠感)や体調不良などがある方は、傍聴を御遠慮ください。
- ・ 来場者の把握を行うため、入室時の連絡先の記入に御協力ください。
- ・ 会場では、アルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用をお願いします。

6 お問合せ

企画総務局公文書館

電話：(082)243-2583(直通) FAX：(082)542-8831

Eメールアドレス：koubun@city.hiroshima.lg.jp